

報告第11号

専決処分について報告の件

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、請負契約額の変更について次のとおり専決処分したので報告するものであります。

令和3年1月27日提出

芽室町長 手 島 旭

専 決 処 分 書

請負契約額の変更

町は、請負契約の額を次のとおり変更する。

- 1 工 事 名 芽室町哺育育成施設整備工事（第2工区）
- 2 工 事 場 所 芽室町北明西8線41-1、43-1の内
- 3 契 約 金 額 変更前 452,430,000円
変更後 453,992,000円
- 4 契約の相手方 北土開発・道産・奥原異業種特定建設共同企業体
代表者 芽室町東6条10丁目1番1
株式会社北土開発
代表取締役 山田 朝常
構成員 北土開発・鍵谷共同企業体
芽室町東6条10丁目1番1
株式会社北土開発
代表取締役 山田 朝常
構成員 道産商事株式会社
芽室町東1条3丁目10番地
代表取締役 松岡 隆義
構成員 奥原・宮間共同企業体
帯広市西20条北1丁目3番30号
株式会社奥原商会
代表取締役 奥原 宏
- 5 工 期 自 令和2年6月24日
至 令和3年3月31日
- 6 工 事 概 要 ①主要用途 畜舎（10～14か月齢育成舎・乾草庫・堆肥舎）
②構 造 鉄骨造 平屋建て

③規 模 総延床面積 3,566.55m²

④工事範囲 建築主体、電気設備、機械設備

7 変 更 内 容 電気設備等部材の数量等の追加

令和3年1月20日 専決処分

説 明

芽室町哺育育成施設整備工事（第2工区）について、工事請負契約書第24条の規定により、請負契約額について変更契約を締結したものであります。